

平成30年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月6日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	承認第1号	専決処分の承認 (平成29年度豊頃町一般会計補正予算(第7号))
日程第 5	議案第8号	平成29年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)
日程第 6	議案第9号	平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第 7	議案第10号	平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 8	議案第11号	平成29年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第 9	議案第12号	平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第5号)
日程第10	議案第13号	平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
日程第11	議案第14号	平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
日程第12		平成30年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第13	議案第15号	豊頃町課設置条例の制定
日程第14	議案第16号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第15	議案第17号	豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
日程第16	議案第18号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正
日程第17	議案第19号	豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正
日程第18	議案第20号	豊頃町国民健康保険基金条例の一部改正

日程第 1 9	議案第 2 1 号	豊頃町後期高齢者医療に関する条例の一部改正
日程第 2 0	議案第 2 2 号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正
日程第 2 1	議案第 2 3 号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第 2 2	議案第 2 4 号	豊頃町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
日程第 2 3	議案第 2 5 号	豊頃町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定
日程第 2 4	議案第 2 6 号	豊頃町まちなか活性化拠点施設条例の制定
日程第 2 5	議案第 2 7 号	豊頃町キャンプ場設置条例の一部改正
日程第 2 6	議案第 2 8 号	豊頃町公園条例の一部改正
日程第 2 7	同意案第 1 号	豊頃町教育委員会教育長の任命
日程第 2 8	同意案第 2 号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第 2 9		陳情の委員会付託
日程第 3 0		休会の議決

◎出席議員（8名）

1 番 中 村 純 也 君	2 番 小 笠 原 茂 人 君
3 番 坂 口 尚 示 君	4 番 相 澤 昌 幸 君
5 番 岩 井 明 君	6 番 欠 員
7 番 大 崎 英 樹 君	8 番 大 谷 友 則 君
9 番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	富 田 秀 樹 君
企 画 課 長	岩 城 光 洋 君

住 民 課 長	二 村 比 呂 志 君
福 祉 課 長	山 田 良 則 君
産 業 課 長	神 義 宏 君
施 設 課 参 事	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 良 英 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	佐 藤 則 仁 君
子 育 て 支 援 所 長	廣 澤 行 位 君
消 防 署 副 署 長	小 林 輝 彰 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成30年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、平成29年11月から平成30年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第1回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、平成29年度繰越明許費に係る各事業についてであります。
農林水産業費において、「道営農地整備事業」を、牛首別地区で暗渠排水・区画整理・農業用道路の改良整備を、幌岡地区・十弗西地区で暗渠排水・区画整理を、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施します。
次に、冬季観光資源「ジュエリーアイス」についてであります。
本町の新たな観光資源であるジュエリーアイスについては、ニューヨークタイムズにも取り上げられるなど、世界から注目が集まり、昨年度は約2,000人の観光客が来町されたと推計しております。

今年度は新たに大津漁業協同組合の支援をいただき、物産販売所と休憩所を設置したほか、簡易水洗トイレの増設や駐車場の整備、大津住民の皆様と観光客の共生を目指した施策を展開し、観光ツアーでは個人・団体を合わせ延べ50以上、観光客は推計で6,000人以上が訪れました。

また、テレビや雑誌など多くのメディアにも取り上げられ、その効果は、広告費に換算しますと1,000万円以上になるものと思われまます。

今後もニーズに応じた環境整備に、より一層取り組んでまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大崎英樹議員及び8番大谷友則議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成30年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成30年3月1日。

3、調査の経過。

(1) 平成30年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成30年2月27日招集告示のあった平成30年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、3月1日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成30年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月14日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成29年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件とした。

ウ、同意案第1号（豊頃町教育委員会委員長の任命）及び同意案第2号（豊頃町教育委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、同意案第1号は無記名投票、同意案第2号は簡易採決することとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月6日に開催するよう日程を調整した。

オ、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

カ、機構改革により課系の事務分掌の改正を内容とする「豊頃町課設置条例の制定」が提出されたことから、豊頃町議会委員会条例第2条を議員発議にて改正することとし、定例会3日目の3月13日に提出することとした。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 承認第1号

●藤田議長 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案書47ページをお開き願います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本件は、例年になく降雪による除雪に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年1月17日に平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、平成29年度一般会計補正予算書（第7号）の1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,295万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明申し上げます。

10ページをお開き願います。歳出について説明いたします。

7款土木費、2項道路橋梁費において、2目除雪費に除排雪委託料など2,500万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、8ページをごらんください。

9款地方交付税、1項地方交付税に、特別交付税2,500万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第8号

●藤田議長 日程第5 議案第8号平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案第8号平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

補正予算書、1ページをごらんください。

本案は、それぞれ事務事業の精査等により、補正予算を計上するものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,029万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,266万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。24ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費において、議員報酬など204万2,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、26ページ、3目財産管理費における基金積立金など6,857万2,000円を追加。28ページ、4目町有林管理費から委託料など477万1,000円を減額。7目企画費から負担金補助及び交付金など1,042万円を減額するなど、34ページになります、計4,835万3,000円を追加。2項徴税費から25万6,000円を減額。3項戸籍住民基本台帳費から34万円を減額。4項選挙費において、36ページ、計94万1,000円を減額。5項統計調査費から2万1,000円を減額。

38ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から繰出金など3,019万9,000円を減額。40ページ、3目老人福祉費から654万4,000円を減額。42ページ、7目後期高齢者医療費から繰出金など254万4,000円を減額するなど、計4,072万9,000円を減額。2項児童福祉費において、1目保育所費から、44ページの4目児童措置費まで、46ページになります、計229万4,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費から48ページ、6目し尿処理費まで、計617万8,000円を減額。2項簡易水道費から172万2,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費に負担金補助及び交付金など1,172万5,000円を追加。50ページ、4目道営事業費に繰越明許費事業など3,777万1,000円を追加するなど、計4,913万2,000円を追加。2項畜産業費から、52ページ、計133万4,000円を減額。3項林業費から計248万6,000円を減額。54ページ、4項水産業費から66万円を減額。

6款商工費、1項商工費から計59万2,000円を減額。

56ページ、7款土木費、1項土木管理費から49万5,000円を減額。2項道路橋梁費において、2目除雪費に1,371万2,000円を追加。58ページ、3目道路新設改良費から工事請負費など5,082万2,000円を減額するなど、計3,891万5,000円を減額。3項住宅費から、60ページ、計384万6,000円を減額。5項施設費から128万2,000円を減額。62ページ、6項公共下水道費から41万8,000円を減額。

8款消防費、1項消防費から23万円を減額。2項災害対策費から465万2,000円を減額。

64ページ、9款教育費、1項教育総務費から計243万3,000円を減額。66ページ、2項小学校費から計115万4,000円を減額。68ページ、3項中学校費から32万5,000円を減額。4項社会教育費から、70ページ、計91万4,000円を減額。5項保健体育費に、72ページ、計109万2,000円を追加。

11款公債費、1項公債費から計460万8,000円を減額。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、12ページをごらん願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に72万1,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に3,028万円を追加。2項負担金から8万5,000円を減額。

12款使用料及び手数料、1項使用料において、2目民生使用料から、14ページの7目教育使用料まで、計857万8,000円を追加。2項手数料から11万円を減額。

13款国庫支出金、1項国庫負担金から57万2,000円を減額。2項国庫補助金から3,188万2,000円を減額。16ページ、3項委託金に280万7,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金に245万6,000円を追加。2項道補助金に、4目農林水産業費補助金に1,724万6,000円を追加するなど、18ページ、計1,999万1,000円を追加。3項委託金に50万3,000円を追加。

15款財産収入、1項財産運用収入から64万8,000円を減額。20ページ、

2項財産売却収入に759万1,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金に2,940万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金から8,152万9,000円を減額。

19款諸収入、5項雑入において、1目過年度収入から、22ページ、5目雑入まで、計24万1,000円を減額。

20款町債、1項町債から755万円を減額。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、5ページの第2表繰越明許費をごらん願います。

5款農林水産業費の道営農地整備事業4,473万1,000円を翌年度に繰り越し、執行するものであります。

次に、第3条の債務負担行為の補正につきましては、6ページの第3表債務負担行為補正をごらん願います。表記載の業務委託等において、限度額を計1億4,330万1,000円と定め、債務負担行為に追加するものであります。

次に、第4条の地方債の補正については、7ページの第4表地方債補正をごらん願います。表記載のとおり、18事業に係る既定の地方債限度額4億995万円を4億240万円に改め、地方債の限度額の総額を5億1,649万3,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 15款財産収入。

- (質 疑 な し)
- 藤田議長 16款寄附金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 17款繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 19款諸収入。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 20款町債。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。
24ページをお開きください。
1款議会費、1項議会費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 34ページ、2項徴税費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項戸籍住民基本台帳費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4項選挙費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5項統計調査費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 42ページ、2項児童福祉費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項簡易水道費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明、神産業課長。

●神産業課長 平成30年度第1回豊頃町議会定例会予算説明書（平成29年度補正予算）1ページをごらんください。

説明第1号、道営農地整備事業の施行について。

平成29年度において、繰越明許費により、次のとおり、道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算を計上したものであります。

記。

1、事業概要について。初めに牛首別地区ですが、全体事業費8,652万円、予算額1,470万9,000円、受益者負担17%です。事業内容については、区画整理11.4ヘクタール、暗渠排水7ヘクタール、農道改良延長715メートルであります。

なお、施行位置図については、次ページ、対図番号1ページを御参照ください。

次に、幌岡地区ですが、全体事業費1億860万円、予算額1,846万2,000円、受益者負担17%です。事業内容については、区画整理50.1ヘクタール、暗渠排水4.7ヘクタールであります。

なお、施行位置図については、対図番号2ページを御参照ください。

次に、十弗西地区ですが、全体事業費6,800万円、予算額1,156万円、受益者負担17%です。事業内容については、区画整理19.0ヘクタールであります。

なお、施行位置図については、対図番号3ページを御参照ください。

いずれも継続事業であります。

2、事業主体は北海道です。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

50ページ、2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 2 ページ、6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款消防費、1 項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 0 ページ、5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 1 款公債費、1 項公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ、第 2 表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6 ページ、第3表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、7 ページから8 ページまで、第4表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 ちょっと気がついた点でお聞きしますが、ページ数で言うと20ページの寄附金のところなのですが、直接補正予算には関係ないかもしれませんが、配付された議案書の一部の中に、寄附行為をされている匿名の方がいらっしゃいました。これは1,000万円という金額でございまして、名前を出さないでくれということの添え書きがありました。これは差し支えが、やはり何かあるかもしれませんが、できるだけその点を除いた説明ができたならありがたいなと思いますが、内容について発表できるものでありましようか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私からお答え申し上げます。

実は、この1,000万円のお金につきましては、ある方が家庭的な問題で、今までそれぞれ貯金をしておりまして、非常に家庭的な、そういった方が落ち着いたものですから、そして将来にわたって豊頃町にお世話になるという形で、何としてもその金を福祉、町全般に使っていただきたいという方の申し出がありまして、名前等については、できるだけ避けたいということで、本人の意思に沿って、名前を掲げていない状況ですので、御理解いただけたらと思います。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 それ以上、聞く必要はないと思いますが、少なくともふるさと振興のためとか、本町の福祉のためという命題で、いろいろな各界の方々、業界や個人や、あるいはいろいろと本町に関わりのある方々から、町内外かかわらず、多くの方の浄財が寄附されていると思います。この件についても、やはりその浄財を何かの主とするという方向性が、これだというものはないかもしれませんが、少なくとも町長、ただいまの行政報告にあったように、豊頃町の観光資源がこれだけアピールされているというものがあれば、そういうものを効果的にやはり、この寄附金を充てただけならばなというところの検討も、今後されるかどうかというところを、一つ期待

をしたいところなのですが、その辺の考え方、まだ整理できていないかもしれませんが、突然のことで、できるだけ、その性格を尊重して、この寄附金、浄財をまちづくりのために、本町の将来のためにという意味で、方向性を少しでも触れることができれば、町長のお考えをいただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この高額な1,000万円につきましては、本人はあくまでも家族の方々の福祉が非常に、先ほど申し上げましたように本町にお世話になっているし、将来にわたってもまたお世話になるという形で、私はできれば、この高額な寄附金は基金に積んでおいて、将来、福祉施設等に使いたいというふうに考えておきまして、今言った、その他の財政的に一時的に苦しくなったとか、また観光PRとか等々には使わない考えでおります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

●藤田議長 日程第6 議案第9号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書、77ページをごらんください。

議案第9号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,886万9,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,174万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、90ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から北海道クラウド構築負担金32万3,000円を減額するなど、合わせて67万円を減額。同じく1款、2項運営協議会費から国保運営協議会委員の報酬、費用弁償合わせて7万3,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費から1目の一般被保険者療養給付費3,000万円及び2目の退職被保険者等療養給付費100万円を減額するなど、合わせて3,110万8,000円を減額。同じく2款、2項高額療養費から、1目一般被保険者高額療養費650万円を減額し、2目退職被保険者等高額療養費に100万円を追加するなど、合わせて550万円を減額。

3款、1項後期高齢者支援金等に後期高齢者支援金160万6,000円を追加。

4款、1項前期高齢者納付金等から前期高齢者納付金8,000円を減額。

5款、1項老人保健拠出金から老人保健事務費拠出金3,000円を減額。

6款、1項介護納付金から介護給付費納付金27万6,000円を減額。

7款、1項共同事業拠出金から、1目高額医療費拠出金565万2,000円及び2目保険財政共同安定化事業拠出金692万2,000円、合わせて1,257万4,000円を減額。

8款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費から3万円を減額。同じく8款、2項保険事業費から1目保健衛生普及費の健康ポイント事業用景品86万7,000円を減額するなど、合わせて87万6,000円を減額。

10款諸支出金、2項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利子32万8,000円を減額。同じく10款に3項、1目一般会計繰出金を設け、一般会計繰出金97万1,000円を計上するものであります。

これら歳出に要する財源として、84ページ、歳入をごらんください。

1款、1項国民健康保険税において、1目一般被保険者国民健康保険税に、医療給付費分現年度分660万円を追加するなど、合わせて1,528万円を追加。2目退職被保険者等国民健康保険税から、医療給付費分現年課税分54万2,000円を減額するなど、合わせて80万円を減額、これら合わせて1,448万円を追加。

2款国庫支出金、1項国庫負担金において、1目療養給付費等負担金の療養給付費負担金2,546万7,000円を減額するなど、合わせて2,590万7,000円を減額。同じく2款、2項国庫補助金において、1目財政調整交付金の普通調整交付金

から100万円を減額し、特別調整交付金87万3,000円を追加するなど、合わせて3万5,000円を追加。

3款、1項、1目療養給付費交付金から、現年度分交付金461万8,000円を減額。

4款、1項、1目前期高齢者交付金に、現年度分交付金554万5,000円を追加。

5款道支出金、1項道負担金において、1目の高額医療費共同事業負担金142万1,000円を減額するなど、合わせて148万5,000円を減額。同じく5款、2項道補助金において、1目の財政調整交付金から普通調整交付金1,068万5,000円を減額し、特別調整交付金に1,841万5,000円を追加、これら合わせて773万円を追加。

6款、1項、1目共同事業交付金から高額医療費共同事業交付金366万8,000円及び保険財政共同安定化事業交付金1,264万7,000円、合わせて1,631万5,000円を減額。

8款繰入金、1項他会計繰入金において、1目一般会計繰入金のその他繰入金2,700万円を減額するなど、合わせて2,843万円を減額。

10款諸収入、2項雑入において、3目一般被保険者返納金の療養給付費等返納金8万5,000円を追加するなど、合わせて9万6,000円を追加するものではありません。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

84ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款前期高齢者交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款共同事業交付金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰入金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 10款諸収入。
(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
90ページをお開きください。
1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款保険給付費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 94ページ、3款後期高齢者支援金等。
(質 疑 な し)

●藤田議長 4款前期高齢者納付金等。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5款老人保健拠出金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 6款介護納付金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 7款共同事業拠出金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 8款保健事業費。
2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 この保健事業費における報償費、いわゆる健康ポイント事業用の景品でございますけれども、これについては人間ドックと特定健診と、ポイントによって景品が配られる事業というように、私は押さえておりますけれども、思ったよりも町民に普及されていて、その景品がうまく、ポイント貯まった方はとりにきておられるのかどうか。いわゆる86万7,000円が減額という状況になってございますから、この普及について、どのようになっているのか、現状を御説明願いたいと思います。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答えさせていただきたいと思います。

ただいま御指摘のありましたとおり、この予算については減額補正となっております。現在、ポイント事業につきましては、平成26年から開始されておまして、現在までポイントが付与されている件数なのですけれども、ダブっている部分もあるのですけれども、大体2,400件ぐらいポイントが付与されておまして、それが景品の対象となっております。そのうち、こちらのほうに申請に来られている方が、大体1,700人ぐらい。実際にまだ交付等の手続きをしていない方、または交付をしてもらっていても、まだ換金されていない方、使っていない方等が、大体600名ぐらいおります。そういったことで、これについては、当初予算で、そういった前年度からの繰越分なんかを含めて、予算を見ていましたけれども、最終的には今年度使う分が予算よりかなり少なくなったということの減額補正とさせていただいております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 病院の健診ですとか、人間ドックですとか、特定健診ですとか、受けられた方については、このような健康ポイント事業があるということは認識されている方もいるとは思いますが、私が聞きますところ、自分の地域の会合等で、特に高齢者の方は割と知っておられるのです。若い方は何か、例えば特定健診ですとか、巡回ドックとかに参加されても、どうもこういう健康ポイント事業があったのかみたいな感じにしか認識しておられなくて、もう少し町民一般に認識していただき、この健康ポイントによって、いわゆるいろいろ景品がいただける、もしくはこのポイントが貯まると温泉の券もいただけるみたいな状況もございますので、それをもう少し普及する目的というのが描かれていないのかなというふうに私思うわけなのですけれども、以後、普及に向けての考え方などをお聞きしたいわけなのですけれども。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答えしたいと思います。

この事業におきましては、一応、国から等の補助金等を用いまして実施しております。この事業につきましては、平成30年度で最終年を迎えることとなりますけれども、これにつきましては、それぞれポイントがついた方、それで景品がもらえる方等につきましては、それぞれに案内等を出しまして、必ずこちらのほうで手続きをすればいただけますというようなことで、それぞれに、個別に周知等をしております。ただ中には、やはりこういったもので、景品をもらうために健診等を受けているわけではないとか、そういった意見もありまして、あえてもらわない人ですとか、そういった方も数多くいるということで聞いております。

いずれにしても、せつかくの制度でありますので、広報、またはうちで出しています保健だより等も使いまして、皆さんに周知しまして、ぜひともこの制度を御利用いただきたいと思っておりますので、御承知いただきたいと思ひます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

10款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第10号

●藤田議長 日程第7 議案第10号平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書、103ページをごらんください。

議案第10号平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,347万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、114ページの歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費から居宅介護サービス及び施設介護サービスに関する給付費を合わせて2,250万円減額。同じく2款、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費から介護予防サービス給付費220万円を減額するなど、合わせて420万円を減額。同じく2款、4項高額介護サービス等費から高額介護サービス費200万円を減額。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費において、1目介護予防・生活支援サービス事業費の介護予防・生活支援サービス事業負担金100万円を減額するなど、合わせて130万円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、110ページ、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金から580万3,000円を減額。同じく3款、2項国庫補助金において、1目調整交付金の介護給付費調整交付金549万5,000円を減額するなど、合わせて564万3,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金から479万6,000円を減額。同じく4款、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から23万9,000円を減額。

5款、1項支払基金交付金において、1目介護給付費交付金1,408万5,000円を減額するなど、合わせて1,459万3,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から介護給付費繰入金358万7,000円を減額。同じく7款、2項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金168万9,000円を減額。

8款、1項繰越金に、前年度繰越金として635万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

110ページをお開きください。

3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 1 4 ページをお開きください。

2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 0 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 0 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 11 号

●藤田議長 日程第 8 議案第 11 号平成 29 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書、119 ページをごらんください。

議案第 11 号平成 29 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,857 万 4,000 円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、128 ページ、歳出から御説明いたします。

2 款、1 項後期高齢者医療広域連合納付金に 20 万 6,000 円を追加。

3 款諸支出金、2 項繰入金に、一般会計繰入金精算返還金 16 万 5,000 円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、126 ページ、歳入をごらんください。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料に、現年度分保険料 91 万 7,000 円を追加。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金において、1 目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金及び事務費等繰入金を合わせて 81 万 8,000 円を減額。

3 款、1 項繰越金に、前年度繰越金 27 万 2,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

126 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 2 款繰入金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

128ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

- 藤田議長 日程第9 議案第12号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

- 山田福祉課長 それでは、補正予算書、131ページをごらんください。

議案第12号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,029万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、140ページ、歳出から御説明いたします。

1款、1項医院費、2目医院運営費から診療報酬1,500万円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、138ページ、歳入をごらんください。

4款諸収入、1項診療報酬収入から豊頃医院診療報酬1,500万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

138ページをお開きください。

4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

140ページをお開きください。

1款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 歳入にしても歳出にしても同額1,500万円なのですが、内容、節を見ますと、診療報酬収入なのです。ということは、これ、当初の予算の12%減です。こういうような状況というのは、どうしてそのような金額に減額になったのかというところの理由があると思うのです。その件について御説明いただけますか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 この件に関しましては、昨年の4月から医院の院長が代わっております。それによりまして、今まで前の先生にかかっていた患者がそれぞれ今の先生にそのまま引き継いでおられる方もおりますし、また違った形でほかの病院に行った方もおられます。また、豊頃医院の先生につきましては、基本的に自分のほうで診療が

できないということであれば、即座に他の病院に紹介状を出して、他の病院を紹介して、そちらに回っていただくというような便宜も図っていただいております。そういったことから、全体的には件数でいきますと、去年の大体92%ぐらいの件数となっております。また、報酬につきましては、大体9割ぐらいというようなところで落ち着いているところでもあります。そういったことで、これからまた先生におかれましては、いろいろな自分でやりたいこと、いろいろと自分で発しておりますので、そういったことでこちらのほうに患者が戻ってくるのではないかというふうに思っております。

以上であります。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 今の課長の説明で、従来、前医者、医院から引き継いだ、今の現のお医者さんなのですが、やはりこの診療報酬収入というものは、患者一人に対して、どういう点数が上がるかということなのですが、端的に言うと、患者、今負担がいろいろと種類ありますが、一般論で言うと1割と3割というのがあるのですが、そういうような中における受診者がやはり減っているのではないかという理由を今、上げられたと思うのです。それからもう一つは、ちょっと現医院、ドクターでは、手がつけられないものについては他院に紹介するという、そういうようなことを今、お話あったと思うのです。やはり、この状態でいきますと、前と現の違いはあったにしても、それらについての予見は、私はしておりましたが、やはりなじむまで大変だろうということですね。町民が診療を受けるなじみです。

ですから、それについても、もう少し具体的に言うと、90%と言っていますが、今の予算から言うと、これが事実です。診療報酬が12%も減額されていくということになると、やはりいろいろと問題が起きるのではないかなど。それに関連して、旧歯科診療所のところに帯広の民間の大きいクリニックが来て、週何回か整形の関係をやる。だからそれを利用してくださいということも含めていたのが、今度は非公式ですが、豊頃町立医院にそれが移ったような話が聞こえてきました。その実態はどうなっているのかということもお聞きしたい。

なお、旧歯科診療所の後の利用についても、いつからどのような状況に、それが形態として変わっていくのかということも含めて、説明いただけますか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 今、大崎議員のおっしゃられておりました、旧歯科診療所のところのものなのですが、あそこにつきましては、訪問リハビリテーションといいまして、北斗病院系列のほうから、あそこに事業所をおいて、豊頃町内、また浦幌等も含めまして、そういったところに訪問リハビリということで出動しておりました。そ

して、あの場所につきましては、そこに全て施設等の管理等お任せしましてやっていたのですけれども、なかなか女性の方が来て、施設の管理等も含めてということであれば大変だということで、その場所でなく、もう少し使いやすいということで、うちの保健センターのほうに事務室等が、一部空いているところがありましたので、そちらのほうに移っていただいたほうが利便性も高くなり、また利用者のほうについても、そういったことで利便が図れるのではないかと、またうちのほうの保健師さんやなんかとも連携もとれるのではないかとということで、保健センターのほうに、実は事務所を移させていただいております。それで、向こうのほうにつきましては、施設は今、空いている状態なので、今後、利用等については、検討を要するところだと思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 この件の3回目になりますが、ちょっと戻りますが、先ほど第1回目の質問のところの説明とあわせて、やはり現状から今の医療体制で新年度予算がこれから審議されますが、やはりいろいろと予想されたことが必要ではないかなど。特に町民の健康を維持管理するためには、1番直近の町立医院にかかるとというのが前提でいると思うのです。ですから、そういうもので、もし難しい医療であれば、その辺の対応を、今、課長が言うように、帯広の大きな民間医療がこちらに、科は違っても診る患者の内容は違っていても、それらについての協力体制というものをぜひとも図るべきではないかなど。その辺をやはり今後の町内の医療体制の充実ということを考えれば、抜本的な体制づくりをきちんとつくって構築していかないとかならないかなど。現ドクターだけの体制ではどうなのかなど。やはり応援体制もきちんと整備して、そういうもので町民が安心して医療にかかれるというような方向を、やはり築くべきではないかなどと思いますので、これは予算イコール体制の整備ということも含めて、やはり理事者の町長にお考えをいただきたいなど、こう思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から申し上げます。

今、課長が申しあげましたとおり、それぞれの内部の関係で、またお医者さんの関係もいろいろとありますので、それなりの努力を重ねております。私は、非常にこの医療費が減るということは、うらやましいことだと思うのです。ということは、ほかに流れているのもあるかもしれませんが、町民が一つ一つ、健康、先ほどもちょっと御質問等がありましたけれども、私どもの健康診断だとかいろいろ町でやっている受診率も、北海道で言えば1桁にランクされて、非常に保健活動については自信を持って頑張っているところでありまして、病院長の先生が変わりまして、多少、患者の出入りはあるにしても、今の現在のお医者さん、山本先生は、非

常にしっかりした内科に強い先生というふうに伺っておりますし、できることなら町民、少しでも病院にかからないで健康維持を保てれば1番いいのではないかというふうに私は思っております。どういう形になるか、先はわかりませんが、これからも、今、御指摘のとおり、町民の健康はやはり予防から始まることですので、そういった意味ではしっかりと守っていきたい。

また、今まで旧歯科診療所の跡地にそれぞれの目的を持って作業、療養していただきましたけれども、そういった形で便利で暖かいところということで、非常に老朽化が厳しいような施設でございます。今、その施設も、大崎議員のほうにも情報が入っているかと思っておりますけれども、民間の方が古くても使いたいというような話が来ておりますので、私は町の産業振興のためによろしいかなというふうに思って、またそのほうも進んでおります。

いずれにいたしましても、病院の体制等については、これからもしっかりと町も病院とスクラムを組みながら、町民の健康のために頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

●藤田議長 日程第10 議案第13号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 補正予算書、143ページをお開きお願いします。

議案第13号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ441万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,456万6,000円と定めるものがあります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

主な内容については、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

154ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、浦幌町簡易水道分水負担金150万円を減額するなど181万円を減額。2目簡易水道整備費において、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業費252万6,000円を減額するなど、計433万6,000円を減額。

2款公債費、1項公債費において、一時借入金利子8万1,000円を減額するものであります。

次に、152ページ、歳入について御説明いたします。

2款国庫支出金において、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業から9万5,000円を減額。

3款繰入金において、一般会計繰入金172万2,000円を減額。

5款町債において、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業260万円を減額補正するものであります。

次に、146ページ、第2表債務負担行為補正であります。簡易水道維持管理業務委託料、期間、平成30年度から平成32年度まで、限度額、1,788万円を追加するものであります。

次に、147ページ、第3表地方債補正であります。簡易水道整備事業債の限度額を2,120万円に、過疎対策事業債の限度額を2,120万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を4,240万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

152ページをお開きください。

2款国庫支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

154ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、146ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、147ページ、第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●藤田議長 日程第11 議案第14号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 補正予算書、159ページを御参照願います。

議案第14号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,649万7,000円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

主な内容については、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

168ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、19万4,000円を減額。2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、公共柵設置工事30万円を増額。

2款公債費、1項公債費において、103万8,000円を減額。合わせて93万2,000円を減額補正するものであります。

次に、166ページ、歳入について御説明いたします。

1款分担金及び負担金において、公共下水道分担金51万4,000円を減額。

4款繰入金において、一般会計繰入金41万8,000円を減額補正するものであります。

次に、162ページ、第2表債務負担行為補正であります。処理場維持管理業務委託料、期間、平成30年度から平成32年度まで、限度額、7,767万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

166ページをお開きください。

1款分担金及び負担金。

（質疑なし）

●藤田議長 4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

168ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、162ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

●藤田議長 日程第12 平成30年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、平成30年度町政執行方針について説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 はじめに、先人たちが、「以德報徳」、「至誠と実行」をもって幾多の困難を乗り越え、十勝開拓の玄関口として本町を発展させ、今日の姿を築き上げられたことに、改めて心から敬意を表し、深く感謝申し上げる次第であります。

私は、今後も「報徳のおしえ」を基盤とした町政執行に努め、町議会をはじめ町民の皆様の声を真摯に受け止めるとともに、先人たちの偉業に学び、「第4次豊頃町まちづくり総合計画」を着実に実行し、子どもから高齢者まで、健やかに安心して暮らせるまちづくりを力強く推進してまいります。

ここに、平成30年豊頃町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行への所信を申し述べ、町議会をはじめ町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

町政に臨む基本姿勢であります。

先ごろ、韓国ピョンチャンで開催された冬季オリンピックは、日本を含む92の国と地域から2,900人以上の選手が参加し、メダルを巡って競い合う姿、競技後にそれぞれの健闘をたたえあう姿に世界中が感動し、まさに平和の祭典にふさわしい大会となりました。

しかし、そのような時でも隣国では、核・ミサイル開発を続けているとみられ、その脅威は戦後の日本にとって、最も厳しい状況であり、世界の安全保障にとっても重大な脅威となっております。日本が近隣諸国や世界各国に対して積極的な外交政策を展開し、平和が維持されることを望むものであります。

国の平成30年度予算案は、高齢化の進行等による社会保障関係費や周辺海空域の安全確保等のための防衛関係費の拡大などで6年連続過去最高を更新する一方、地方公共団体の大きな財源である地方交付税は、景気回復を受けて地方税収が増加するとの見込みを反映し、6年連続の減少となりました。

地方においては、景気回復の効果が薄い状況にあって、急速に進む少子高齢化や人口減少による住民生活への影響など、多くの課題を抱えております。本町においても同様であり、限られた財源のなかで課題を解決しながら住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある持続可能な自治体運営を行わなければなりません。そのため、「第4次豊頃町まちづくり総合計画」、「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、基幹産業の基盤整備、豊かな地域経済の実現、生活環境の整備・充実、福祉・子育て支援、教育環境の整備、移住・定住促進などの諸施策を積極的に進めてまいります。

また、町民の皆様から信頼される健全な行財政運営を行い、諸課題に対しては地域と行政がともに知恵を出し合い、ともに支えあい、安心して暮らせるまち、生き生き

と働き続けられる小さくても活力のある町づくりに全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3、主要な施策の推進。

(1) 快適で魅力あるまちづくり。

進行する少子高齢化、人口減少など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

住宅環境の整備については、豊頃南町に公営住宅1棟3戸の建設と茂岩栄町パートナータウン団地の個別改善事業で、屋根外壁を塗装し住宅の長寿命化を図るなど、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

道路網の整備については、年度別事業計画に基づき主要な幹線道路及び地域の基幹的道路の改良舗装を進めてきたところであります。本年度は、幌岡第3幹線、統内16線の改良舗装を継続して実施するとともに、長寿命化計画に基づく橋梁1橋の補修を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障を来たすことがないように、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で長節地区の老朽化した配水管の更新工事及び電気計装設備の更新を実施し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、下水道施設長寿命化計画に基づき茂岩下水浄化センター、中央・豊頃汚水中継ポンプ場等において機械、電気設備の更新工事を実施するとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

公園緑地の整備については、茂岩山自然公園の老朽化した炊事施設の更新、バンガローの内装改修など、利便性の向上を図り利用者のニーズに合わせた施設整備を進めてまいります。

また、児童公園の遊具の更新など、安全で快適な利用ができるよう適切な維持管理に努めてまいります。

消防・防災対策については、大津地域住民等の参加による津波緊急避難場所への避難訓練など継続して防災意識の維持・向上に努め、さらに、豊頃町地域防災計画の見直し、防災資機材の整備など防災対策の充実・強化を図ってまいります。

移住・定住対策、人口の町外流出抑制対策については、住宅取得者に対する助成や町外への通勤者に対する通勤助成などを継続してまいります。

また、前年度3棟14戸建設されました定住賃貸住宅建設に対する助成事業につい

ては、今後、入居者の状況を考慮しながら事業の検討を行ってまいります。

さらに、茂岩末広町に造成した分譲地については、残り2区画の販売促進に努めてまいります。

町有バス及びコミュニティバスの運行については、運行後8年が経過し、町民の足として定着してきたところであります。

本年度からは、とよころ物産直売所開店時期の金曜日に、直売所まで経由して運行するなど、今後も住民にとって利便性の良い地域公共交通の実現を目指してまいります。

廃棄物の処理及び環境保全対策については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っているところであり、今後も廃棄物の適正処理を進めるとともに、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

また、資源ごみの搬出促進を目的に実施している「資源ごみ集団回収活動助成事業」は、今後も積極的に奨励し、リサイクル意識の啓蒙と再資源化の拡大を図ってまいります。

消費者対策については、多発している様々な消費者被害の未然防止のため、広報紙等による啓発に努めるとともに、振り込め詐欺抑止装置の対象世帯への設置など、安全・安心な生活環境の整備を進めてまいります。

また、特殊詐欺の現状や対応方法などに関する最新情報により相談体制の充実を図ってまいります。

交通安全対策については、交通事故のない、安全で快適な社会の実現が、私たちの願いであります。本町では、交通安全基本計画に基づき、各関係機関と連携しながら様々な交通安全運動を展開してきたところであります。今後も計画に基づき、粘り強く交通安全に取り組んでまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり。

TPPやEPAなど特定の国との経済連携協定といった国際貿易の新たな枠組みが合意されたことで、発効に向けて大きく動きだし、本町の基幹産業である農業への影響が強く懸念されることから、今後も国や道の施策と連動しながら体質強化や経営安定対策などを進め、関係機関と十分連携して活力ある産業の振興に取り組んでまいります。

農業振興については、本町は十勝川最下流にあって厳しい土地・気象条件のなか、畑作においては、湿害に強い農業の確立が重要であります。

このため、計画的な道営農地整備事業の継続実施とともに、豊頃町農業協同組合との連携による緊急農地基盤整備事業などの単独事業を実施することにより、明・暗渠

排水などの農地基盤整備を進めてまいります。

また、多面的機能支払交付金事業を継続し、農村地域資源の保全管理に係る地域の共同活動を支援してまいります。

畜産振興については、畜産基盤の整備を図るため中山間地域等直接支払事業を継続するとともに、資材高騰対策として家畜飼養用水緊急支援対策事業に取り組み、畜産経営の維持・安定に努めてまいります。

また、酪農経営の規模拡大などによって生じる家畜排泄物の課題を解決するため、家畜排泄物の適正管理と有効利用の観点から、バイオガス事業導入に向け事業可能性調査やプラント基本設計を行い、より具体的な検討を進めてまいります。

林業振興については、水源のかん養や地球温暖化の防止など、多面的機能を有する森林が本町の農業・漁業において重要な役割を担っていることから、その永続性のため未来につなぐ森づくり推進事業や産業振興事業により、積極的に民有林の造林を奨励してまいります。

また、町有林においても造林や保育事業などを計画的に実施するとともに、森林整備に直結する林道整備事業を継続実施してまいります。

エゾシカなどによる農林業被害対策については、猟友会豊頃部会の協力により、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を積極的に展開し、被害の抑制に努めてまいります。

漁業の振興については、大津漁港は漁業者が安全で安心して操業できるよう大津漁港整備長期計画により、防災・減災機能を有する船揚場の嵩上げとともに、新たな上架施設整備が進められ、本年度は、いよいよ上架施設が一部供用開始されます。これに併せ、上架中の漁船の地震・津波対策など安全管理に努め、漁業者の皆さんが安心して操業できる環境が整いつつあります。今後とも、施設全体の早期完成と全面供用開始に向け、大津漁業協同組合など関係機関と連携し要望活動に取り組んでまいります。

また、大津漁港整備長期計画は、本年度から新たな計画として承認、整備される予定となっておりますが、国の事務所管替えにより釧路開発建設部の管轄となることから、大津漁業協同組合、大津漁港建設利用推進期成会とともに連絡調整を密に協議を進めてまいります。

昨年、記録的な漁獲不振となった主要のサケ定置漁業は、北海道の試験研究機関を中心に原因究明、資源回復への取組が進められることとなっており、本町としても資源増大に向け、サケ増殖事業などに対し積極的に支援してまいります。

さらに、マツカワなど地場資源増大に向け、種苗中間育成事業などに支援するとともに、北海道による広域漁場整備事業により大型魚礁整備を投入し、前浜資源の維持

増大を図り永続的な水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興については、地域経済の活性化と消費喚起を図るため、プレミアム付商品券発行事業を引き続き行ってまいります。

商工会が事業主体で進めてきました、「こうふく観光プロジェクト事業」で繋がりを持った静岡県掛川市と全国報徳研究市町村協議会の加盟自治体へ働きかけを行い、福島県相馬市、茨城県筑西市、神奈川県秦野市、三重県大台町を連携先自治体として、取り組みを開始した「互産互生」事業は、前年度さらに山口県萩市を加え、テスト販売等を地方創生事業の一環として行ってまいりました。本年度においても、地方創生推進交付金を活用し、この取組に賛同いただける連携自治体をさらに拡大させてまいりたいと考えております。

地域経済の活性化、観光振興、移住・定住の促進、人的交流の推進など地域における構造的な課題解決のため設立する「地域商社」は、地方創生拠点整備交付金を活用して改修した、まちなか活性化拠点施設をその活動の拠点として、とよころ創生の実現のため各種事業に着手してまいります。

本町で実施可能な体験活動型観光の推進については、本年4月から活動を開始する「地域商社」が、これまで光の当たらなかった観光資源のコンテンツ化を図るとともに、はるにれの木やジュエリーアイスに代表される本町特有の観光資源をさらに磨き上げ、付加価値を創出するための取り組みを進めてまいります。

(3) 健康で心ふれあうまちづくり。

地域福祉の推進については、子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、新たに策定した「豊頃町地域福祉計画」により、各種施策を着実に実行してまいります。

また、様々な職種の関係者が協働して、個別支援のあり方と地域課題の検討を行う「地域ケア会議」を引き続き開催し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進してまいります。

さらに、本町の福祉ゾーンの中核的施設となっている福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」は、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用が定着しており、世代を超えた交流の場として、また、社会福祉協議会が中心となった具体的な福祉活動を実践する場として、引き続き有効利用を図ってまいります。

子育て支援については、全国的に少子化が急速に進むなか、本町では、安心して生み育て、健やかに成長できる子育て環境づくりが重要と位置づけ、子育て支援施策を推進しており「豊頃町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こどもプラザとよころ」を核として、安心・安全な事業運営の向上に努めてまいります。

保育事業については、国が制定する「保育所保育指針」が9年ぶりに改定されたこ

とから、保育所の幼児教育施設としての位置づけなど、改定内容に沿った保育の実施と環境の整備を図ってまいります。

また、本町における少子化対策及び定住促進対策として、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金の支給を継続し、次代を担う子どもたちの健全な育成に取り組んでまいります。

高齢者対策については、本町の高齢化は依然として急速に進んでおり、高齢化率は本年1月末で38.9%となりました。

このような状況のなか、高齢者が自立し、生き生きとした生活を送ることができるよう、「第7期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスを関係機関と連携しながら推進してまいります。

介護事業については、事業者との連携を強化し、サービス提供体制の更なる充実を図ってまいります。なお、要介護や要支援状態になることを抑制するため、地域支援事業により多様なサービスを創設・提供してまいります。

また、高齢者の生活を地域で支えるため、生活支援体制整備事業に取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の人やその家族を集中的に支援するとともに、各種見守りなどの事業を継続して実施してまいります。

障がい者福祉については、すべての障がい者が安心して地域社会で生活できるよう「障がい者計画」などに基づき、障がい者を地域全体で支えるシステムを関係団体と連携し、構築してまいります。

また、障がい者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るために「豊頃町障がい者相談支援所」の機能を強化してまいります。

国民健康保険事業については、本年4月から広域化し、北海道が中心的な役割を担い、財政運営の安定化が図られます。当初は、広域化により本町の国保税は、上昇が予想されておりましたが、激変緩和措置により抑えられることとなりました。

また、窓口対応などの事務処理については、今までどおりのサービスがスムーズに受けられるよう「北海道クラウド」への加入による事務処理システム機能の強化を図ってまいります。

保健事業については、町民の健診記録などを「健康管理システム」で管理し、健康管理を適切に行うとともに、疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるために実施してきた「とよころ健康ポイント事業」などの普及、啓発事業により、特定健診の受診率は平成28年度に60%を超え、全道でも9番目に高い受診率を達成しております。今後も町民自らが主体的な健康づくりを推進するとともに、医療費の抑制が図られるよう、引き

続き事業の普及、啓発を実施してまいります。

さらに、健康づくりの第一歩を歯の健康づくり及び口腔管理ととらえ、各年齢層に応じた歯科検診、歯科健康学習を推進してまいります。

重篤疾病予防対策として、各種予防接種費用の助成などを継続いたします。

少子化、核家族化が進むなか、妊娠・出産・養育期における子育て世代の母親が抱く育児不安や孤立感の解消のため、仲間づくりや交流、相談の場など安心して子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター」の設置を検討し、相談・支援体制の整備を推進してまいります。

また、不妊治療、妊婦健診費用及び不育症治療への助成を引き続き実施するとともに、高校終了までの医療費無料化を継続し、子育て世代に対する経済的な負担の軽減を図ってまいります。

(4) 躍動感あふれる人づくり。

本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続けることで「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和がとれた、逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育を推進してまいります。

また、町民一人ひとりが協働の心と絆を育み、生涯にわたって学び続け、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、文化・スポーツの振興など、生涯学習の充実のため、総合教育会議などを通じ教育委員会と連携して教育行政に取り組んでまいります。

姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでいるところであり、本年度も小学生を対象に、相馬市・滑川市との少年親善使節団の相互交流を継続して実施してまいります。

また、本年度は、隔年で実施しているカナダ・サマーランドへの中学生派遣事業の実施を予定しております。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり。

これまで積み重ねてきた協働のまちづくりを更に発展させ、町民と行政が共に支え合うまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりについては、事業開始から10年が経過する「協働のまちづくり地域提案支援事業」を活用し、各地域づくり協議会や行政区など各種団体によって、毎年多くの自主活動が進められております。

今後も地域の実情に沿った支援事業を推進してまいります。

行財政の運営については、第6次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の削減、職員の意識改革等に取り組み、地方交付税に依存するところが大

きい本町の財政については、今後も限られた財源を効率的に運用しながら、役場機構の再編や庁舎内業務配置見直しなど、引き続き行政サービスの向上を図るとともに、効果的な行財政改革を進めてまいります。

以上、平成30年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際に御説明申し上げます。

私の求める「あたたかい 心がかよう 豊頃」への道のりは決して容易なものではありません。町民の皆様とともに郷土豊頃町を愛し、発展させるため全力で町政運営に取り組む所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ町政執行方針といたします。

終わります。

●藤田議長 町政執行方針の説明が終わりました。

昼食のため、午後1時10分より再開いたします。

それまで休憩をいたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

平成30年度教育行政執行方針について説明を求めます。

山本教育長。

●山本教育長 平成30年度教育行政執行方針。

平成30年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日、少子・高齢化や人口減少、グローバル化や高度情報化などによる社会の変化が急激に進み将来が展望しにくい中、本町が将来にわたって発展し豊かな社会を実現していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要であり、学校教育や社会教育をはじめ、町全体の教育機能が連携・接続した一体的な教育の推進と、町民一人一人が生涯学び続け、様々な力を養い、その力を社会に生かすことができる生涯学習社会を形成していくことが肝要であります。

教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域が一体となって関係機関との連携を図りながら、変化の激しい時代の中、将来を担う子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、未来に向かって逞しく生きぬいていく力を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視した教育を推進するとともに、町民皆様が生きが

いを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育施策を推進してまいります。

1、教育環境の整備充実。

学校施設におきましては、豊頃小学校加圧給水ポンプ交換工事、大津小学校体育館屋根・天井改修工事、豊頃中学校教育用ICT機器購入、学校給食センター駐車場等舗装補修工事及び濾過機付き2層式ガスフライヤー更新など、施設の適切な維持管理に努めるとともに、教材備品の充実を図り、児童生徒が安心して通学し、快適な環境で学習できるよう所要の整備を行ってまいります。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、本町独自の事業として小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金事業、高等学校等就学助成金事業等を継続実施してまいります。

学習施設においては、える夢館LED照明改修工事など、町民の文化・スポーツ活動の拠点施設の適切な維持管理に努めてまいります。

なお、建築後43年を経過する豊頃中学校校舎の建替計画につきましては、昨年度設置した「豊頃町立学校校舎等建築検討委員会」において、小・中学校における連携のあり方、教育関係施設等の再編整備を含めた校舎形態などについて現在検討を進めておりますが、引き続き検討を行い本年度の早い時期に検討委員会の結果を踏まえ建替計画を策定してまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

子どもたちが変化の激しい時代を生きぬいていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等に加え、学びを生かそうとする態度を身につける必要があります。各学校段階を通じて、主体的、対話的で深い学びを表現していくことが重要であります。

(1) 昨年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に国語・算数(数学)の2教科において、平成29年度全国学力・学習状況調査が行われ、中学校は国語・数学両教科とも全道・全国平均正答率を上回りましたが、小学校においては、国語・算数両教科ともに正答率が全国平均を下回り、習得すべき内容をより確実に身に付けることが必要となっております。

各学校においては、調査結果を踏まえた上で今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、ICTを活用した学習を取り入れ「分かる・楽しい授業づくり」に努めながら、児童生徒の学ぶ意欲を高めると同時に、学ぶ楽しさが実感できるよう授業を工夫・改善してまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、家庭と連携を図

りながら学習の仕方や学習習慣が身に付くよう取り組んでまいります。

(2) 児童生徒の健やかな心の成長には、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、思いやりの気持ちや美しいものに感動する心など、豊かな人間性を育むことが肝要であります。

このため、「子ども報徳訓」の実践・充実に努めるとともに、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

(3) 児童生徒の体力向上は、健康維持のほか意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や部活動を引き続き支援してまいります。

児童のむし歯予防対策として町が推進し、各小学校で実施しておりますフッ化物洗口事業については、未実施児童の保護者の皆様にもより理解が得られるよう周知を図りながら継続実施してまいります。

学校給食につきましては、安全で栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適切な保守点検と食材等の衛生管理を徹底するとともに、地場食材を活用し、子どもたちが食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため「ふるさと給食」の充実と食育を推進してまいります。また、食物アレルギーを持つ子どもに対しては、関係機関との情報共有や緊急時に備えた体制構築など、子どもたちがより安心して給食がとれるよう適切な対応を図ってまいります。

(4) 多様化等が進む特別支援教育については、児童生徒個々の発達段階に応じた指導や支援の充実を図るため、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくるとともに、2名の特別支援教育支援員を配置し、個別の教育支援計画により、生活や学習上の困難を改善又は克服するための指導を行ってまいります。

また、教員の指導力向上のため専門研修等を受講するなど、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

(5) グローバル化が進展する今日、児童生徒の国際感覚を育むため、引き続き英語指導助手と外国語活動指導員を各学校へ派遣し授業補助を行うほか、外国人と交流することで外国語教育はもとより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてまいります。

また、国際姉妹都市カナダ・サマーランド市へ中学生を派遣し、異なる文化に対

する理解と郷土を見直す心の醸成を図ります。

3、地域に開かれた信頼される学校づくりの推進。

(1) 学校が家庭や地域社会と連携・協力し信頼し合うことで、児童生徒の育成環境や地域コミュニティ活動の充実が図られることから、各学校においては、地域公開参観日や学校だより、ブログ等を活用した積極的な情報発信等により、学校行事への住民参加を促進するとともに、教職員や児童生徒が地域行事に参加することで、学校への関心・理解を深めていただくなど、さらに地域に開かれた学校となるよう取り組んでまいります。

(2) 信頼される学校づくりには、児童生徒、保護者、地域との信頼関係が必要不可欠であることから、教職員の服務規律を徹底し、体罰や不祥事防止のための取り組みを各学校において継続的に行うなど、信頼保持に努めてまいります。

また、保護者や地域から寄せられる意見・要望等を学校教育に反映するため、学校評議員の活用や学校評価の実施、教職員の意識を向上させる各種研修活動を積極的に推進し、外部人材や指導主事等による指導力の向上を図ってまいります。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、昨年度努力義務化された「学校運営協議会制度」いわゆるコミュニティ・スクール制度は、学校、保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営の改善・充実はもとより、児童生徒の豊かな成長を支え、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の実現を目指すものであります。

本町としては、本年度「コミュニティ・スクール設立準備検討委員会」を設置し、平成31年度の導入を目指して既存組織の活用を視野に入れながら取り組んでまいります。

4、健全育成、安全教育の推進。

(1) 各学校で策定した「いじめ防止基本方針」の定着を図り、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期解消に取り組むとともに、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導を継続して行ってまいります。

また、多様化・高度化した情報通信社会において、インターネットを利用した誹謗・中傷の書き込みなど、子どもに関わる事件、トラブルが多発していることから、学校と家庭が連携して情報モラルに対する意識の向上を図ってまいります。

(2) 児童生徒を交通事故や犯罪などから守るためには、地域の方々の見守りや情報共有はもちろんのこと、安全に行動する能力を身に付けることが重要であることから、各学校において、交通安全教室や防犯教室等を実施し、事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、火災や地震・津波等の自然災害、Jアラート発令時等に対する防災教育や

避難訓練を定期的を実施し、自らの命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

5、小・中学校連携教育の推進。

小学校から中学校への円滑な接続と、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤に、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

また、町内小・中学校合同行事等による児童生徒の交流や、小・中学校教諭の相互派遣、授業公開や研究協議による教職員の共通理解など、小・中学校連携教育の一層の推進を図ってまいります。

6、響きあい、高めあう社会教育の実現をめざして。

「学び続け、認め合う社会教育をめざして」町民一人一人が生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、自ら学びその成果を社会に還元することが必要であり、このことで「人と人」、「人と学び」が響き合い、高め合い、まちづくりの基盤となって発展へとつながっていきます。

町民一人一人が目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に活かされる社会教育を推進するため、幼児期から高齢期まで、いつでもどこでも誰もが必要に応じて学習ができるよう、それぞれのニーズに応じた様々な学習機会を提供してまいります。

(1) 少年教育。

子どもたちが「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、協働して課題解決を導くコミュニケーション能力の向上を図るため、郷土の自然や歴史、文化を学ぶ「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」など、様々な体験学習を実施してまいります。

また、少年芸術鑑賞会など優れた芸術にふれる機会を設け、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

(2) 成人教育。

青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員として自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

成人一般。

町民の多種多様な学習要求に応えるため、町民大学講座やえる夢出前講座等の内容を充実するとともに、個人・グループ・サークル等の活動支援を行い、学びの成

果を地域で活かし連帯感を高め、交流を促進するために必要な学習機会を提供してまいります。

高齢者教育。

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施するほか、学習要求に応じた学びの場や個別型学習形態への支援など、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識、経験をさらに高め、次世代へ伝えるための機会の拡充を図ってまいります。

(3) 芸術・文化。

豊かな人間性と情操を育むため芸術鑑賞会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充するほか、町民文芸誌の発行や芸術・文化活動の成果を発表する場を提供するとともに、文化協会や自主活動グループ等への支援を行ってまいります。

(4) 文化財。

豊頃の歴史を伝える各種資料と文化財の適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援し、郷土に関する学習活動を推進するとともに、十勝発祥の地である大津の歴史について、現在までの関係各位の調査研究成果を活かしながら、さらなる資料化を図ってまいります。

また、町指定記念物である「はるにれの木」の倒壊防止対策など保護修繕事業を継続実施してまいります。

(5) 社会体育。

町民がいつでも、どこでも自己の体力に合ったスポーツを楽しむことができるよう各種教室を開催し、生涯にわたって心身の健康と体力の保持増進を図るため、軽スポーツ交流会や出前講座などの充実を図ってまいります。

また、多様化するスポーツ活動の要求に応えるため、スポーツ団体、指導者の育成を推進してまいります。

(6) 学習拠点施設の整備充実。

町民が学習や文化・スポーツ活動等を行うための拠点施設であるえる夢館、図書館、総合体育館、町民プールなどが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実を図るとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

7、開かれた教育行政の推進。

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、教育関係者のみならず、町民皆様のご協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、活動状況や計画推進状況等を自ら点検評価・公表するとともに、学識経験者等からの評価をいただき、教育施策の効果や課題を

明らかにして説明責任を十分果たすよう努めてまいります。

以上、平成30年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進するため、学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいりますので、町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。

●藤田議長 これで、平成30年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明が終わりました。

◎ 議案第15号

●藤田議長 日程第13 議案第15号豊頃町課設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第15号豊頃町課設置条例の制定について御説明いたします。

本町の課の設置は、豊頃町行政改革大綱、現在、第6次に基づいて、事務事業の見直しや経費削減、職員の意識改革など、組織機構を整備しながら、随時の見直しを行ってきております。

本案は、今後も限られた財源を効率的に活用しながら、役場機構の再編、庁舎内業務配置見直しを行い、合理的かつ機能的な運用と行政サービスの一層の向上を図るもので、課設置条例の全部を改正するものであります。

第1条は、課の設置規定で、本町は現在、地方創生推進を重点の一つとして取り組んでおり、今後も地域商社発足支援及びジュエリーアイスに代表される観光資源活用方策及びふるさと納税取り扱いなど、その事務量が増大している企画課の業務効率化を図るため、商工観光部門を分離し、課として専門的に担当するものであります。このことによって、町長部局の課は7課から8課に1課増となります。

第2条は、各課の分掌事務であり、係の名称及び配置について、議案説明書説明第1号により御説明いたします。議案説明書、1ページをごらんください。左の表が新たな課と係の配置、右の表が現行組織であります。総務課に契約係、電算システム係を移動、新設し、住民課に管財防災係を移動、また業務の関連が深いことから、大津支所を住民課出先機関に改め、施設課の係を整理統合するなど、現行28係を26係に再編するものであります。なお、その他執行機関等の係名の変更等はありません。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでありますので、

御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

8番大谷友則議員。

●8番大谷議員 今、互産互生の関係で、元はとやの跡地に事務所ができるわけですが、この事務所は商工観光課の部署になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 ただいま御説明申し上げました、新たな商工観光課の所管事項とする予定であります。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 それで、役場に商工観光課ができるわけですが、向こうの関係性はどのようなふうになるのかお聞かせ願います、庁舎のほうと。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 現在の方針では、商工観光課を分離独立し、その担当する全員ではなくて、管理できる者が、1名ないし複数名、地域商社に派遣して事務を行うと。地域商社も独自の人材がおりますので、あわせて一体化を図っていくという計画でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●藤田議長 日程第14 議案第16号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第16号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、豊頃町議会議員の議員報酬について、十勝管内町村の議員報酬との均衡及び財政状況等を考慮して見直し、改定を行うものであります。

改定に当たりましては、去る2月5日豊頃町特別職報酬等審議会に諮問申し上げ、審議願い、答申を受けたものであります。

改正内容につきましては、第2条第1項中の報酬月額、議長報酬27万8,000円を28万1,000円に、副議長報酬22万1,000円を22万5,000円に、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長報酬19万6,000円を20万2,000円に、及び議員報酬17万8,000円を18万5,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に、別表の改正は6ページになります。第4条の別表、内国旅行の旅費の改正で、日当1日につき1,000円を2,000円に、宿泊料1夜につき道外1万1,000円を1万2,000円に、道内1万円を1万1,000円に改め、備考欄第1項に、十勝管内の旅行には日当を支給しない規定、第2項に、片道100キロメートル以上の路程で日帰りの場合は、日当の額を4,000円として支給することを規定するものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 この件につきましては、質問する立場としては非常に重苦しいというか、何か発言しづらい話なのですが、やはり一言ふれておいたほうが良いという感じをしました。ということは、現在の世の中の動きというのは、いろいろと議会に対する批判だとか、あるいは議会に対する同情だとか、議会に対するありようだとか、いろいろな意味の発言が聞こえるわけです。

今回、新年度予算に向かって、本町が特別職報酬等審議会にかけていただいたということについての、もう少し今、副町長が、この3,000円、4,000円、6,000円、あと7,000円、金額がアップしているわけです。これは正直言うと、町民感情としては、なぜだという疑問符が必ずあると思います。言わないけれどもあると思う。あるいは、勇気ある人は言ってくると思います。

ただし、これについての明確な、私どもは共通認識と根拠をやはり持つべきだとい

うふうに思うところから、もう一度、この議会の、理事者も議会人も一緒になった同一的な理解というものをここで確認したいという意味で、もう一度明確に、この値上げする根拠を明確に説明いただきたいなど、こう思うわけです。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま、副町長が御説明を申し上げましたけれども、最近、各町村とも議員のあり方について、非常に関心を持たれています。これは、十勝管内、全道、全国、皆同じ、等しい関心かと思えますけれども、一つには、なかなか議員になり手がいない。これは、議員報酬のこともありますでしょうけれども、非常に議員のなり手が少ない。十勝管内でも非常に困っている町もございます。

特に、この議員報酬につきましては、恐らく、この3月の定例会に、もしくは6月の定例会に、各町村とも見直しをかける可能性が大だというふうに思っております。以前は、町長の給料の三十何%というのが、ある程度、全道的にもルールがありまして、それは決して強制ではないのですけれども、大体三十六、七から三十八ぐらい。ところが、御存じのとおり、首長が実行するときに、行政改革ということで、自ら自分の給料を下げて、本当に職員より安い町村もございました。その関係上、非常に議会と行政の首長との報酬が非常にバランスがとれなくなったのも一つの原因でございます。

したがって、議長が決まれば、ある程度、副議長、委員長、議員ということで、それなりに段階ごとに決まってくるわけでありまして、したがって、決して私どもの議員の報酬については、十勝管内では上位のほうではございません。これからまた、先ほど言いましたとおり、定例会等で各町村とも見直しをかければ、当然また我が町の議員の報酬の総体的から見て、高いか安いかわかりませんが、いずれにいたしましても、私は議員というのは4年間議員の職として、昼夜問わず、活動しております。町によっては、時間給だの、何だのという、私には個人的に理解できないような説明をされているところもありますけれども、私はやはり議会の報酬というのは、4年間の報酬、業務とは4年間の業務であって、決して議会開会中だけが議員の業務ではないというふうに思っております。

したがって、現在の町長の給料から換算しますと、まだ議員の報酬は、上げても、私は差し支えないというような考えを持っておりまして、今回も議案のとおり、下に厚く、上に薄くなりましたけれども、できるだけ一般の議員については、率からいけば上げたわけでありまして、まだまだ見直しする余地があるかというふうに思っております。ただ、どれが正しい、どれが安い高いかというのは、これは各町村によっていろいろ異なりますし、また首長の給料等によっても議員の報酬、なかなか難しいところがございます。

ただ、先ほど副町長も申し上げましたけれども、財政的な問題、それから議員の今置かれている業務、内容等の問題、そしてまた、なかなか議員のなり手が、決してその報酬だけではないけれども、なり手が少ないということになれば、私は議員の環境整備、少なくとも私どものできる環境整備をしたいというふうに思いまして、今回、このような提案をしたわけであります。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に説明も、これだという論法が、私はなかなか決めつけられないのだろうと思うのです。なぜかという、一般的に言うと、職員の皆さんについては、人勧という一つの基準点が掲示されるから、それによって全国ネットで、そういう動きをするわけです。ところが、議会というのは、正直言うと生活給ではありませんよ。この現状の中では、生活はエンジョイはまずできないでしょう。ということは、過去のことと現在は違うのです。物価の件にしたって、生活圏の幅にしても、できないと思います。ですから、皆さん兼業しているわけです。ですから、そういう意味から、議会優先ですから欠席はできません。それから議長命令で全て行動は一緒にとらなくてはいかんと、そういう縛りがあるわけです。ですから、それはもう現状として言わずもがなの話なのですが、少なくとも私は、今、町長がいみじくも触れました。あるいは十勝圏の18町村においても、なり手がいない、あるいはない状態で推移している。これについて、破格の金額でないかなんていう意見も出ているところの町もあるわけです。

しかし、私はこれは豊頃方式で、豊頃独自の、やはり勇気を持った改革をしていくべきだと、こういう発想を持つわけです。ですから今、3,000円、4,000円、6,000円、7,000円という、下に厚く、上に薄いということ、今、表現使いましたけれども、私はこれについて、何ら異論はありません。ありませんが、少なくとも将来、若い者が議会でまちおこし、まちづくりについて、専念してやれるという条件は、我々が先輩づらして、一つはそういうことの辛苦い発言を受け入れてもらうというところの方向性をぜひとも共有したいというふうに思うわけです。

きょう、正直言うと、メディアの人が来ているわけです。平成30年の冒頭の議会で、議員報酬が豊頃はこのように上がっているということは報告されると思います。これは一つの勇気です。そういうものを一つのステップにして、今後の物事について、我々議会人も鋭意努力をしながら、理事者に協力をするという、一つの素地の一歩だということを理解していただいて、先ほど、冒頭申し上げましたように、この議会で、やはり全員が、共有した認識と理解で町民に対応していけば、私は動ずることはないだろうと、苦しいことは苦しいかもしれませんが、しかし、それをあえて、歯を

食いしばって、そういうものについて乗り越えていくということを、ここで確認できればなというふうに思いますので、もう一言、町長にもその心構え、いき構えを一つ共有していただいたのであれば、一言、お願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変、議員の報酬については、何と言いましょうか、ルールあるわけがありませんから、各町村によっては異なると思いますけれども、私の考えでは、決して高い金額ではないというふうに思っておりますし、4期の間、それなりに議員さん方、まちづくりに御協力いただいておりますので、当然の報酬というふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第15 議案第17号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第17号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、監査委員、教育委員会委員、農業委員会委員ほかの非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償について定めるものであり、本案は、管内町村の委員報酬の職別区分及びその報酬額の均衡、財政状況等を考慮し、見直し、改定を行うものであります。

改正内容は、8ページの別表第1中、教育委員会の職別欄に職務代理者の職を加え、報酬月額を4万円とし、農業委員会の職別欄に職務代理者の職を加え、報酬月額を4万1,000円と、それぞれ定めるものであります。

次に、別表第2内国旅行の旅費の改正は、日当1日につき1,000円を2,000円に、宿泊料1夜につき道外1万1,000円を1万2,000円に、道内1万円を1万1,000円に改め、備考欄第1項に、十勝管内の旅行には日当を支給しない規定、第2項に、片道100キロメートル以上の路程で日帰りの場合は、日当の額を4,000円として支給することを規定するものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●藤田議長 日程第16 議案第18号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第18号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

本案は、ただいま議決をいただきました議案第16号及び議案第17号の内国旅行の旅費改定について、豊頃町特別職及び一般職の職員について、同様の改定を行うものであります。

第1条、豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、別表第2、内国旅行の旅費の改正で、日当1日につき1,000円を2,000円に、宿泊料1夜につき道外1万1,000円を1万2,000円に、道内1万円を1万1,000円に改め、備考欄第1項に、十勝管内の旅行には日当を支給しない規定、第2項に、片道100キロメートル以上の路程で日帰りの場合は、日当の額を4,000円として支給することを規定するものであります。

10ページの、第2条、豊頃町職員の旅費に関する条例の一部改正は、第1条同様に、別表第1、内国旅行の旅費の改正で、日当1日につき1,000円を2,000円に、宿泊料1夜につき、道外1万1,000円を1万2,000円に、道内1万円を1万1,000円に改め、備考欄第1項に、十勝管内の旅行には日当を支給しない規定、第2項に、片道100キロメートル以上の路程で日帰りの場合は、日当の額を4,000円として支給することを規定するものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 この件、18号もそうなのですが、先ほどの非常勤特別職もそうです。それから議会議員もそうです。金額が宿泊1万2,000円です。それから日当は1日につき1,000円を2,000円にしたのです。私はちょっと細かいことを言いますが、現状にこれはあっていますか。この宿泊料、あるいは日当というのは。これ、日当の中には昼食代も朝食代も夜食代も入るのです。泊まりだけというのは、これは別ですから。こういう捉え方というのは、私は正確なのかどうなのか、ちょっと疑問なのです。その途中の、目的地まで行くだけの交通アクセスもかかります。それ日当でフォローするのですか。こういう数字のやり方が現状に沿っていないのです、という私は直感的に思います。

なぜかという、皆さんも同じだと思います。出張して、手出しではないですか、これでは。私、そうだと思います。今、このシーズンに札幌へ泊まってください。1万円なんていうのは、並です、宿泊。泊まる場所ないのです。ぐらいですから、足下を見て、1万2,000円で泊まれません。そういうような状況の中で、これを改正に提案したというのは、私はやはり少し、この対象者、甘いという感じします、捉え方が。という意味で、JR例に、皆さん、御存じでしょう。往復したら、日帰り往復1万3,000円ちょっとです。池田から乗って。自動車賃だけです。今、割引きありません。そういう時代背景をきっちりと捉えていないと、働け、働けと言ったっ

て、こんな赤字で誰がやるのですか、これ。私は、ゆがんだ気持ちで言っているわけではありません。実態に沿っていない、そういう感じします。

だから、これは提案されていいと思います。いいのですが、やはり今の時代にあった、やはり日当だとか宿泊を少しぐらい余裕あったっていいではないですか。宿泊なんていうのは、それは自己努力です。それから担当者の努力です。そういうものを、それはやはりそれぐらい許したっていいではないですか。これではやれませんね。私が、これちょっと出張するといっても、ちょっと次回に回してくださいって言うかもしれません。こんな感じをちょっとジョーク入りましたけれども、済みません、そんな感じしますから、率直に町長どう思いますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 旅費、宿泊については、御存じのとおり、過去に全道の公務員が某新聞社によって、非常に正当論を吐かれた事実がありまして、各町村とも実質弁償ということなのですが、ただ法律の旅費規程の中に、どうしても1万円で泊まれない、または団体で行ったら1万5,000円かかる場合については、限度を特例で認めておりますので、それは救済できます。

それから日当なのですが、職員の日当については給料いただいていますから、基本的には日当は支給すべきではないというような考え方もあります。ただ、今大崎議員のおっしゃるように、必ず札幌に出張しても、当然場所が遠ければタクシー乗りますし、そのタクシー代も正確に旅費請求出せば、形としては支給はされますけれども、とても確認することが難しいので、なかなかそういうことはしていないような形で。

もう一つ、俗に言う弁当代なのですが、これは出張してもしなくても、やはり昼飯はみんな、家で食べるものですから、基本的にはわずかの金で食べていただきたいということで、1,000円が2,000円になる。今、昼間だけでしたら、2,000円では十分間に合いますけれども、今言ったとおり、朝はホテルによっては出る出ない別として、そういう形になっておりますから、道内、道外の宿泊料の形については、どうしてもそこしか泊まれない、例えば公務で、周りの人が1万5,000円のところに、どうしても団体で泊まらなくてはならない場合については、当然旅費規定の特例設けて、領収書があれば支給することになっております。しかし、今まで支給された例はほとんどないのですけれども、法律的には救済する形になっております。ただ、旅費そのものについては、今言われましたとおり、札幌でも1万円以下のところもありますし、1万円を超えるところもあります。東京では、もうほとんど1万円は超えます。この道外の1万2,000円で泊まるとなったら、なかなか電車賃をかけて、ちょっと遠く行かなければ、東京当たりの場合は、私は行かせていただいておりますけれども、電車賃については、まずほとんど自腹をきらなければ、なかなか、

この旅費の中ではできませんけれども、それは総体的な旅費の中でやりくりしておりますから、何とかできると思います。

それで、この旅費の改定についても、本当にもう何年かぶりですけれども、少しでも職員の、今、大崎議員が言われているとおり、負担のかからないような、旅費で間に合うような形で計上したわけでありますから、無理をしなければ、この範囲内で収まるのではないかというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 理解はいたします。いたしますが、今後のやはり取り組みとして、何も私は年度変わるから、あるいは3年後だから5年後だから、こういうようなもので値上げしなかったら世間は、やはりおかしいなという印象では、もう世の中というのはテンポが速いものですから、そういう考え方はやはり払拭してもらいたいと思います。ましてや、このキロメートル30円なんていうのは、これはいつの時代のものかということです。今、燃料が140円ですよ、十勝は。レギュラーが。それに換算しても、これらについては、やはり公用車もしかり、私用車もそうですが、チャーターする場合でも、この金額というものは、私の記憶では20年か30年ぐらい前ではないですか、と思います。これも、やはり時代に沿った、やはり金額で、これらについて町民が反対する人はいないと思います。ましてや、こういうものを充実することによって、まちづくりに積極的に行動をとってもらったほうがメリットは高い。そういう発想と考え方なのです。

ですから、今回については、これは提案されたものについては、私飲み込みます。飲み込みますが、今後、将来ある方々のためにも、議会もそうです。それから公務員の皆さんもそうです。そういうような格好から言うと、何らそのオリンピックであるまいし、4年に8年に上げるなんてことをしないで、やはり随時そのものについて検討してもらって、やはり提案してもらおうほうがベストかなという考えしますので、その辺の、ソフトな気持ちを、もしございましたら、可能性を含めてお願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 特に、旅費等については、時代の背景を十分、これからも考えまして、適宜見直しをかけるように心がけていきたいというふうに思っています。また、車賃ですけれども、これももう本当に、今おっしゃるとおり、20年、30年、これもどうしても公用車でなくて、個人の車を利用する場合があります。そういう場合については、現代のこの30円では、本当の油代、車の消耗代はございませんので、これらについても将来にわたって十分検討していきたいと考えています。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第18号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●藤田議長 日程第17 議案第19号豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
富田総務課長。

●富田総務課長 議案書、11ページをお開き願います。
議案第19号豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正について説明いたしま
す。

本案は、平成28年人事院勧告等に伴い、扶養手当の月額など所要の改正をする必
要があることから提出するものであります。

議案説明書、3ページをお開きいただきたいと思えます。
主な改正内容について説明をいたします。

第7条第3項につきましては、配偶者の扶養手当を月額1万円から6,500円に
引き下げ、子に係る扶養手当を8,000円から1万円に引き上げることとし、配偶
者の有無にかかわらず、子の扶養手当は1万円、その他の扶養親族は6,500円と
するものであります。

次に、第8条第1項及び第3項については、第7条第3項の改正に伴う文言整理の
ための扶養部分の削除となっております。

なお、扶養手当に関しましては、平成29年度から平成30年度にかけて、段階的
に改正するものであります。

一つ飛ばしまして、第15条ですけれども、これは時間外手当の計算などで使用す

る1時間当たりの給与額を算出する際、これまで月額給料を基礎としておりましたが、これに寒冷地手当分を加えることとし、また年間の勤務日数から除算する休日を18日と、固定数でやっておりましたが、祝日法による実際の休日を除算する日数とすることに改めるものであります。これによりまして、もとに戻って、第14条については、この改正に伴い文言整理をするものでございます。

それから、平成28年条例第9号の附則第3項につきまして、これは当該条例において、給料表の改正がなされた際、給料の切替日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、当分の間、差額相当を支給するというようになっておりましたけれども、この当分の間という経過措置につきましても、国に準じて平成30年3月31日をもって廃止とするものであります。

なお、附則として、本条例の施行日を公布の日とし、ただし扶養手当及び休日勤務手当に関する規定は、平成30年4月1日からと定めるものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

2時20分まで休憩をいたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第18 議案第20号豊頃町国民健康保険基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長

●山田福祉課長 議案書、13ページをごらんください。

議案第20号豊頃町国民健康保険基金条例の一部改正について、提案の理由を御説明いたします。

国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、市町村の保険給付に要する費用は、北海道からの交付金、普通交付金により全額賄われるため、市町村で保険給付費の増加に備えた基金の積み立てが不要となります。それに伴い、新制度移行後の国民健康保険基金については、国保会計の安定的なキャッシュフローを確保するために活用されるものであるという通知が国から示されたため、所要の改正を行うものであります。

それでは、本則の改正について説明いたします。基金の設置の目的を改正するために、第1条中「保険給付に要する費用に不足を生じたときの財源を積み立てるため」を「保険給付の安定に資するため」に改め、基金の積み立ての額を定めている第2条を「基金として積み立てる額は、豊頃町国民健康保険特別会計の歳入歳出予算で定める額とする。」に改め、基金の処分について定めている第6条を「町長は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。」と改めます。

なお、附則として、施行期日を平成30年4月1日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●藤田議長 日程第19 議案第21号豊頃町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 議案書、15ページをごらんください。

議案第21号豊頃町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案の理由を御説明いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。内容としましては、豊頃町国民健康保険の被保険者であって、住所地特例を受け、町外に住所を有する被保険者が75歳に達した際などに、後期高齢者医療制度においても特例を引き継ぎ、豊頃町が保険料を徴収すべき被保険者に追加するとともに、引用部分の整理をあわせて行うものであります。

また、平成20年度における被保険者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の規定については不要となったため、附則から削るものであります。

それでは、本則の改正について説明いたします。第3条第1項第2号を議案書に記載のとおり改めるとともに、第3条第1項第2号の次に、議案書に記載のとおり、第3号から第5号まで加えます。改正後の第2号については、豊頃町に住所を有していた後期高齢者医療の被保険者が、入院等により北海道以外の病院等に住所を移したが、特例により豊頃町が保険料を徴収すべき被保険者となる規定を、第3号については、豊頃町に住所を有していた後期高齢者医療の被保険者が、入院等により北海道以外の病院等に住所を移し、多数の病院等を転々としているが、特例により豊頃町が保険料を徴収すべき被保険者となる規定を、第4号については、北海道外から豊頃町内の施設等に入所するために、豊頃町内の親族等の自宅等に住所を移し、豊頃町内の施設等に入所している後期高齢者医療の被保険者について、その後北海道以外の病院等に住所を移したが、特例により豊頃町が保険料を徴収すべき被保険者となる規定を、第5号においては、国保において住所地特例を現に受けている被保険者が、75歳になるなどして後期高齢者医療広域連合の被保険者となる場合、特例により豊頃町が保険料を徴収すべき被保険者となる規定をそれぞれ定めております。

また、不要となった附則中第2条を削り、附則第3条を附則第2条としております。

なお、改正条例の附則として、施行期日を平成30年4月1日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 非常に、条例改正で条文というのは、専門用語がしょっちゅう出てきて、何かこう頭の中がくるくる、くるくる判断しようとしても、なかなか理解しがたいところもあるのです。簡単に今、説明した課長の内容で言うと、豊頃町民であったものが、どこの地域の医療にかかっても、あるいは、そこへ行って、また豊頃の施設に戻っても、保険料は豊頃町が徴収作業をいたしますでいいのですか。それは違いますか。ちょっと、そういうふうに理解して、簡単に説明してもらいたいです。この条文はわかります。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 今までは、後期高齢者の保険を適用されている方については、例えば75歳になったときに、どこに住所があるか、そのときの時点で、その後期高齢者の広域連合で保険料を徴収しておりました。しかし、今、国保の被保険者については、豊頃町に住所あった人が、例えば隣の町に、施設に入るために住所を移した、そして住所をそちらのほうに、施設に入りながらいるという場合については、あくまでも豊頃町の被保険者として、国保については、今までそういった措置をしておりました。75歳になって後期高齢者になったときに、その適用がされなかったものですから、今度の改正によりまして、そういったものを新たに追加しております。

ただ、75歳になっている後期高齢者の被保険者が、そのままになって後に豊頃町からどこかに行ったとか、そういったものについては、今までも同じような規定をされておりました。一応、そういったことで病院ですとか施設に入った場合の特例ということで、豊頃町のほうで保険料等徴収するものに加えたということでもあります。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常にわかりいいと思います。そういうようなことで、特例というもので、非常に処理されていくのだというところの裏打ちがあるから、それで納得するのですが、非常にこの条例改正というのは、そういう意味では、余裕があるというか、意外に自由性があるなという感じがして、大いにこれは歓迎していきたいなという感じがします。よく理解できました。ありがとうございました。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

●藤田議長 日程第20 議案第22号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 議案書、17ページをごらんください。

議案第22号豊頃町国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を御説明いたします。

国民健康保険制度の都道府県単位化などに伴う、国民健康保険法施行令の一部改正により、関係条文に係る所要の改正通知が国から示されたため、本条例の改正を行うものであります。改正の趣旨としては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う、現行条例の文言の整理及び葬祭費の支給については、全道均一の給付が行われるよう、北海道から通知がされたことに伴う葬祭費の支給額の改正であります。

それでは、本則の改正について説明いたします。「この町が行う国民健康保険」の文言を、「この町が行う国民健康保険の事務」に改めるため、第1章の章名及び第1条の見出しを含め、文言を改めます。

次に、国民健康保険法から国民健康保険運営協議会という言葉がなくなったことに伴い、第2章の章名及び第2条を含め、「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるとともに、国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を従前と同じ「豊頃町国民健康保険運営協議会」と称するため、第1条の次に名称を加え、現行の第2条から第4条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げます。

また、第7条の葬祭費の支給額を、「1万円」から「3万円」に改正します。

なお、附則として、施行期日を平成30年4月1日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●藤田議長 日程第21 議案第23号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 議案書、19ページをごらんください。

議案第23号豊頃町介護保険条例の一部改正について、提案の理由を御説明いたします。

介護保険制度では、制度を円滑に運営するため、3年ごとに事業計画の見直しを行うこととなっております。今年度、平成30年度から平成32年度までの新たな第7期介護保険事業計画を策定したことに伴い、計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料率の改正が必要になったこと及び介護保険法の一部改正がされたことにより、所要の改正を行うものであります。

65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の介護保険料率の改正については、今後3年間の必要となる介護保険サービス給付費や被保険者数の見込みをもとに算定をしたところですが、保険料の上昇を極力抑えるために、一部介護給付費準備基金を取り崩すこととし、基準月額を第6期中の4,936円から91円減の4,845円とすることができました。

なお、その旨を本町介護保険運営協議会に諮問した結果、過日、適正である旨の回答を得ていたところでありますので、申し添えます。

それでは、本則の改正について御説明いたします。初めに、議案説明書5ページ、説明第3号により説明いたします。条例第2条第1項中に定める保険料率の期間を、議案説明書上段にありますとおり、平成27年度から平成29年度までを、平成30

年度から平成32年度までに改めます。また、同項の各号に定めてあります段階ごとの介護保険料の額については、議案説明書左側の現行保険料を段階ごとにそれぞれ右側の保険料のとおり改正いたします。

なお、議案説明書の保険料の区分1にあります所得の少ない第1号被保険者についての保険料2万9,000円については、2万6,200円とする負担軽減措置を設けるため、第2条第2項を改めます。

その他の改正として、市町村の質問検査権に係る罰則の対象となる者の範囲を拡大するために、第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改めます。

附則として、第1条に施行期日を、第2条に保険料率に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●藤田議長 日程第22 議案第24号豊頃町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 議案書、21ページをごらんください。

議案第24号豊頃町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部

改正について、提案の理由を御説明いたします。

指定介護予防支援等基準省令の改正に伴い、医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保及び障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を図るため、所要の改正をするものであります。

それでは、本則の改正について御説明いたします。指定居宅介護事業者の連携先に障害福祉制度の特定相談支援事業所を加えるため、第4条第4項中にその旨を加えます。指定居宅介護事業所の説明事項に、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を受けることができる規定を加えるため、第7条第2項中の文言を改めます。また、同条第2項の次に、第3項として、サービス利用者に対し、入院した場合、担当職員の氏名を入院先の医療機関に提供するよう依頼する規定を加え、同条第3項から第7項までをそれぞれ1項ずつ繰り下げて、あわせて繰り下げに伴う文言整理の改正をします。

次に、第33条第9号中の文言を改め、サービス担当者会議の参加者に、利用者及び家族の参加を明記します。同条第14号の次に、第14号の2として、担当職員自身が把握した利用者の状態等について、主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づける規定を加えます。同条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に第21号の2として、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合などは、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治医等に対して、ケアプランを交付することを義務づける規定を加えます。

なお、附則として、施行期日を平成30年4月1日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 一般的な確認なのですが、このように介護者、いわゆる対象者が介護職員と同時に次の施設、あるいは次の病院というところに転院、あるいは転送、そういう場合の諸経費なのですが、最初で受けた検診のデータが、そのまま次の施設で生きるかどうかというところの考え方というのは、これはちょっと外れるかもしれませんが、そういう場合は、どういう扱いを現状、これからされるのでしょうかというところをお聞きしたいと思います。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答えします。

あくまでも、それぞれの利用に際しまして、ケアマネージャーという方が中に入り

ます。その方におきましては、いろいろな情報を、それぞれ受けている機関から受けることになるのですけれども、それについては、本人の同意が得られれば、それぞれの次の機関、病院ですとか、そういったところに、そういったところを情報提供することができるということが新たに明示されております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 確かに現在社会においては、個人情報の漏洩というか、そういう厳守、いわゆる遵守されているわけですが、それはオープンになるかもしれませんね。担当者がついていけば。

今、私がお聞きしたかったのは、そういうものの証明、例えば歯科医師、あるいは口腔関係、あるいは本人がその意思が脆弱な場合には、それらについての確認はとれないかもしれないという状況も発生するわけです。そういう場合には、どなたがサポートして、あるいはそういうものについての家族なのか親族なのか、あるいは地域の公共的な担当者という意味も含めて、それらについての扱いというのは、どういう具体的な形になるのかということをごわかりやすく説明いただけますか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 答えします。

今回の改正につきましては、あくまでも要支援に認定された方でありまして、そんなに重たくない方々が対象となっているものであります。ただ、あくまでも本人が、基本的には本人の同意を得るものなのですけれども、当然、本人にそういったものができないものについては、親族の方が代理で同意を行うような形になるかと思えます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 25 号

●藤田議長 日程第 23 議案第 25 号豊頃町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 議案書、23 ページをごらんください。

議案第 25 号豊頃町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由を御説明いたします。

本条例案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、介護保険法が一部改正されたことにより、都道府県が行っていた指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は、平成 30 年 4 月 1 日以降、市町村が実施することとなり、これに伴い、市町村は条例で指定居宅介護支援事業及び基準該当居宅介護支援の事業の基準と指定介護支援事業者の指定の申請者の資格要件について、条例で定める必要があることから、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例案の構成について御説明いたします。第 1 章、総則として、第 1 条に本条例の趣旨を、第 2 条には一般原則として、指定居宅介護支援事業者の指定を受けることができる者を法人と定めております。

24 ページの第 2 章、基本方針として、第 3 条に指定居宅介護支援の事業に関する事項及び指定居宅介護支援事業者の公正中立性と他事業者との連携について定めております。

25 ページの第 3 章、指定居宅介護支援事業者の人員に関する基準を、第 4 条及び第 5 条で定めております。

第 4 章では、指定居宅介護支援事業者の運営に関する基準を、第 6 条から、38 ページ、第 31 条まで定めております。

次に、39 ページの第 5 章、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準について、第 32 条に定めております。

附則につきましては、第 1 項で本条例の施行期日を、第 2 項で経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5 番岩井議員。

●5 番岩井議員 この介護の事業におきまして、本町におきまして指定居宅介護支援

事業者として指定されている事業者等は今後なるのか、それとも今、現在、想定のもとに考えておられるのかお伺いいたします。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答えいたします。

現在、この条例に定めております事業所については、本町で1箇所あります。豊頃愛生協会の居宅介護支援事業所が、その事業所に当たります。ただ、その事業所につきましても、今回、条例で制定しました前に、もう既に、指定を受けておりますので、今後におきましても、この事業者が内容等の変更する場合ですとか、更新等の手続きをする場合に、この条例に基づき、新たに町のほうで指定することになります。

●藤田議長 5番岩井議員。

●5番岩井議員 もう1点お伺いいたしますけれども、この指定居宅介護支援事業者は、管理者として主任介護支援専門員、また常勤者として置くようにと、そういう体制が、当然、整っておるのか、今後整えるのか。その辺もお伺いいたします。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答えします。

あくまでも、この基準につきましては、前までは道のほうで定めておりました基準であります。その基準を、そのまま町の条例に置き換えておりますので、現在、指定されております事業所におきましても、その基準をクリアしておりますので、指定を受けているということでもあります。

●藤田議長 5番岩井議員。

●5番岩井議員 最後にお伺いいたしますけれども、この内容を大体、精査しますと、介護入居者、そして在宅支援、この前後をクリアするような、行き来するような格好になると思うのですけれども、本町におきましても、この要支援、在宅等が介護施設に入居する場合には、事情によっては特段な配慮をするというような形、何回かおっしゃられているのですけれども、その辺の考えは変わらないと認識してよろしいでしょうか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 基本的には、施設等の、うちで言う特養の入所につきましては、法の改正がありまして、要介護3以上が原則になっております。ただ、その要介護3未満の方につきましては、特例で町が認めた場合については、それぞれ入所ができることになっております。それにつきましては、それぞれ状況を、それぞれのケアマネージャーですとか、そういったところの状況を全て判断しまして、町のほうで必要がある方については入所を認めているというところでもあります。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第25号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

- 藤田議長 日程第24 議案第26号豊頃町まちなか活性化拠点施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城企画課長。

- 岩城企画課長 それでは、議案第26号豊頃町まちなか活性化拠点施設条例の制定について御説明いたします。

議案書、41ページをごらんください。

本条例案は、地域経済の活性化、観光振興、移住や定住に関する施策等を推進し、あわせて町民の多様な経済活動を支援するため建設された豊頃町まちなか活性化拠点施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものであります。

条例案の内容は、第1条に目的を、第2条に施設の名称及びその位置を、第3条に施設使用の許可、第4条に使用の不許可、第5条に使用の停止、許可の取り消しを、第6条に管理の委託を、第7条に損害賠償を、第8条に規則への委任について、それぞれ定めるものであります。

なお、附則として、本条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

●藤田議長 日程第25 議案第27号豊頃町キャンプ場設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城企画課長。

●岩城企画課長 議案第27号豊頃町キャンプ場設置条例の一部改正について御説明いたします。

議案書、43ページをごらんください。

本案は、豊頃町キャンプ場設置条例に規定する長節湖キャンプ場のバンガロー使用料について、施設利用者の増加を図るため、改正するものであります。

改正内容は、バンガロー使用料、日帰り使用、現行1,500円を1,000円に、宿泊、現行3,000円を2,000円に、それぞれ改めるものであります。

なお、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 確認質問ですが、現状、その1棟が、現状1,500円ですよね。1,500円から1,000円になると。宿泊が3,000円から2,000円ということだと思うのですが、これは現状、バンガロー何棟ありますか。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 バンガローについては4棟でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 これは、やはりシーズンは、非常に短期間しか使えないなという感じします。景観から見て。海岸から吹き寄せる風によっては、これはもう、ドアが海

岸に向かっていますから。それと、昨年あたりは外灯が消えていて、非常に苦情が出たということも、私は聞いております。それは即対応してくれたと思いますが、これ新年度も茂岩山のバンガローの改修、出ていますけれども、やはりあの状態のバンガローでは、正直、泊まる気持ちにはならないでしょう、というぐらいの粗末な物です。今の時代は、自分のアウトドアのテントで十分、しのげます。決して利便性がないというところが欠点ではないかなと。安くして、観光客を導入する手段としてはわかりますが、それは実態に沿っていないと私は思います。ですから、その辺も、こういうふうに料金を下げて、多くの方に利用してほしいという意図はわかります。わかりませんが、もう少し、工夫をしたほうがいいかなと。

それと、もう一つは、駐車場のストップ石が、車のストップする石、これ当たりはまず、どう見たって美観が損なわれています。決してそれは、暴走族廃止のためのUターンや、あるいは回って暴走する連中の防止のためかもしれません。しかし、それは、我が町のキャンプ場としては、どうも5年ぐらい前から同じ状態であるということ、私は毎年見ていて、感じとっています。その辺もあわせて、ちょっと今後、改善すべきところは改善して、それからゲートも、直線から入って行って、ゲートももう1回、見直したほうがいいと。あらゆる点で総点検をしていただきたいと、これにあわせて。そういうところがありますので、思いついていけば、その意見もいただきたいし、あるいはそういう意欲を示してくれる説明も、答弁もいただきたいと、こう思います。

●藤田議長 岩城企画課長。

●岩城企画課長 答弁させていただきます。

施設の必要な修繕等については、その必要が生じた場合、現地を確認して、それぞれ現行予算で行ってございます。また、新年度についても、今年度できなかった施設内の修繕も予定してございます。あと、駐車場の車止めの石につきましては、議員おっしゃるとおり、暴走族対策のために設置した物でございます。近年、それらについてなくなったのかということについては、まだ夏の期間、大津へ向かって、爆音を立てながら走っていく車両も確認してございますし、管理人さんのほうからも、そういう話も聞いてございます。現状確認しながら、その必要性を感じなくなった場合については、撤去をしていきたいと考えてございます。

なお、海岸を有する数少ない十勝でも、四つのまちしかございません。海のキャンプ場として、さらなるPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に上手な説明なのですが、実感が来ないので。実感が。必要に応じてやると言うのだったら、それはもう後手なのです。豊頃の観光資源を売り込

む、あるいは観光客を導入すると言ったら、事前にそういうような心の整理をきちんと描いて、その中に構図を書かないと、必要があればだとか、対応されるというような話では、ちょっと私には通じないのです。何だ、そんな程度かと。企画課長の考えはそういう程度か、ぐらいしか評価できなくなってしまう。決してそうではないと思うのです。いろいろな、多様なことをいっぱいやっています。だから、それは敬意を表します。しかし、もう少し、豊頃の昔の、長節湖のキャンプ場というもののイメージを描いてください。その考えを、町長の意欲もちょっと含めて、課長にハッパかけてください。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 わかりました、お任せください。以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号

●藤田議長 日程第26 議案第28号豊頃町公園条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 議案第28号豊頃町公園条例の一部改正について御説明いたします。

議案書、45ページをごらんください。

本案は、豊頃町公園条例に規定する茂岩山自然公園のキャンプ場、バンガローの使用料について、利用者の増加を図るため、改正するものであります。

改正内容は、キャンプ場使用料、現行、1人1夜、高校生以上300円、小中学生

2000円をテント1張1泊3000円に改め、バンガロー使用料、Aタイプ、日帰り、現行2,500円を1,500円に、宿泊、現行5,000円を3,000円に、Bタイプ、日帰り、現行2,000円を1,000円に、宿泊、現行4,000円を2,000円に、Cタイプ、日帰り、現行1,500円を500円に、宿泊、現行3,000円を1,000円に、それぞれ改めるものであります。

なお、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

8番大谷友則議員。

●8番大谷議員 これも先ほどと同じように、利用率を上げるために減額改定をするわけですが、この施設については、新年度予算で改装することになっています。ただ、今、バンガローという物が、今後の利用率や需要というもの、市場性というもの、どう調べているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 バンガローのほうです、平成29年度でも、約400名以上の利用者がございまして、1番ピーク時では、平成20年度の時点で900人ぐらいいた状況になっております。ちょっと減少状況にあるのですけれども、畳等があるものから、そういうところをフロア等に改装して、今風な形にして、利用者の増進を図りたいなということで考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 この部分では、車は入れるようになっているのですよね。そういった部分では、もう少し、外側に電源だとか、何とかが必要になってくると思うのですけれども、それは用意されている段取りになっているのでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 外部のコンセントとしては、まだつけてはおりませんが、内部のほうからは引っ張れるような形にはなっております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 今、車が非常によくなくて、電源を引っ張るようになって、その車にいろいろなキャンプ道具が整備されているわけですよね。そういった意味では、やはり外部電力というものは必要になってくると思いますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課参事。

●越谷施設課参事 新年度のほうで、一部、Aタイプのほうのバンガロー、改修も考

えていますので、そういうことも考慮しながら進めたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 非常に内容的に、これ条例改正ですから、あくまでも予算審議のときに、また触れたいと思いますので、条例ですから金額が、これは低減させたわけです、安くしたわけです。だからこれ、一つの手段ですよ。観光客を歓迎する、使ってほしいということです。

それで今、大谷議員も触れていましたが、町長の提案している内容が、改修工事だとか化粧直しだとか、いろいろとあります。実態をしっかりと、やはり見据えてほしいなという感じがするのです。それは何かと言うと、シーズンのときに、駐車場がまず足りない。それなりのことが、やはり聞こえてきました。町長とも、以前の発言だったと思うのですが、あそこに陶芸やっている管理棟があるのです。これは、曜日でしか使っていません。一部の人、あそこでなくてもよかったのかもしれませんが、とりあえずということなのでしょう。あの場所が、非常に、やはり一体感があっていいというところを、町長は前に触れていたと思います。そんなことも考えて、今後は、ほしいということと、それと今、車の関係ありましたから、夏の分、学校の先生、長期休暇をとる方やネットで仕事をやる人も家族と一緒にいるということも聞きました。ですから、バンガローを直すということになれば、リニューアルすることになれば、それらの利用できる装備も必要かなというところを、ほかの町にない先頭を打ってやってほしいというところを希望します。その辺のことも参考にした説明と答弁があればいただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 最近、特に、茂岩高台のバンガローにつきましては、非常に古いですし、また管理されている方も大変苦勞をしております。今回、予算計上しておりますけれども、抜本的に中を直して、今、お二人から御質問あったとおり、きちんと直すものは直す、さらにもうちょっと環境整備をしながら、もちろん駐車場の問題もありますし、今、そういった方が泊まる場合、インターネットの引っ張れるような形というか、電源というか、私、専門的なことはわかりませんが、そういうものも含めて、少し、上のほうを整備したい。

さらに、お客様は来るのですけれども、ああいう施設なものですから、途中で帰られる方もいるというような話も聞いております。炊事場も本格的に直して、少しでも本町に外部から観光客が来るように努めていきたいというふうに思っておりますので、また予算審議のときに、それぞれ御意見をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

- 藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時12分 再開

- 藤田議長 再開いたします。

◎ 同意案第1号

- 藤田議長 日程第27 同意案第1号豊頃町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第1号豊頃町教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

現職であります山本教育長は、前任者の残任期間として、3月31日をもって任期満了となります。したがって、再度、教育長に任命いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、茂岩末広町202番地の5、氏名は、山本芳博であります。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。

暫時休憩します。

(議 場 閉 鎖)

午後 3時13分 休憩

午後 3時14分 再開

●藤田議長 再開します。

ただいまの出席議員は8名です。

なお、本同意案は、一般議事に当たるため議長を除く7名による投票となります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番中村純也議員、2番小笠原茂人議員をそれぞれ指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

●藤田議長 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票については、会議規則第84条の規定によって、反対とみなす取り扱いをします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

●藤田議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

●藤田議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

議会事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、投票記載所において投票用紙に賛成、反対を記載の上、順番に投票を願います。

●中川事務局長 1番中村純也議員。2番小笠原茂人議員。3番坂口尚示議員。4番相澤昌幸議員。5番岩井明議員。7番大崎英樹議員。8番大谷友則議員。

●藤田議長 確認いたします。投票漏れはありますか。

(な し)

●藤田議長 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。

中村純也議員、小笠原茂人議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(中村純也議員、小笠原茂人議員が開票の立ち会いを行う)

(開 票)

●藤田議長 投票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成6票、反対1票。

以上のとおり、賛成票が多数です。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

暫時休憩いたします。

(議場出入り口の開錠)

午後 3時26分 休憩

午後 3時27分 再開

●藤田議長 再開いたします。

◎ 同意案第2号

●藤田議長 日程第28 同意案第2号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現職であります荒川委員につきましては、一身上の都合により、本年3月31日をもって辞職するため、後任に次の者を教育委員会委員に任命いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、茂岩末広町113番地、氏名は、鈴木千賀子氏であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

- 藤田議長 日程第29 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 陳情文書表。

受理番号1。受理年月日、平成30年2月16日。件名、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、矢野嘉章。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号2。受理年月日、平成30年2月19日。件名、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、豊頃平和運動フォーラム、議長、矢野嘉章。付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第30 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月7日から同月8日までの2日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から同月8日までの2日間、休会とすることに決定しました。

◎ 教育長就任の挨拶

●藤田議長 次に、先ほど教育長に選任同意されました山本教育長から、特に発言を求められておりますので、これを許します。

山本教育長。

●山本教育長 議長のお許しにより、御挨拶の機会をいただきましたので、教育長再任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、本定例町議会において、教育長の任命同意をいただき、誠にありがとうございます。就任より、まだ日浅いところではありますが、改めて、この重責に身の引き締まる思いであります。引き続き、本町教育行政の推進に精励する所存でございますので、議員各位の御指導、御鞭撻と、町民皆様の変わらぬ御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(拍 手)

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員